

○学生の教室の使用についての取扱い(クラブ等講義以外の学生の使用について)

昭和44年9月27日

教務部委員会承認

- 1 次の期間は、原則として教室を使用することができない。
 - (1) 講義時間中
 - (2) 試験期間中とその前日
 - (3) 大学が入学試験、補講、学会、清掃等を行うため必要とする期間
 - 2 教室を使用できる時間は、次のとおりとする。
 - (1) 講義期間中
昼休 午後0時15分～午後0時55分
放課後(月～金) 午後4時20分以降
(土) 午後0時15分以降
 - (2) 学則第20条に規定する休業日 午前9時以降
(午後6時以降使用する場合は、使用後連絡を要する。)
ただし、一般学生を対象とする講演、集会等を行う場合は、この限りでない。
 - 3 教室使用にあたっては「教室使用に関する注意事項」を厳守すること。
 - 4 申込みをして受付されても、補講その他で大学が必要とする場合は、その教室を変更させることがある。
 - 5 教室使用についての手続は、次のとおりとする。
 - (1) 長期使用
ア 前期・後期の2期に分け使用希望の各団体はそれぞれ各期の初めに所定の「長期教室使用申込書」を教務部に提出する。
イ 申込みにより、各クラブ及び団体は合議によつてその期の割当をする。
 - (2) 短期使用
前項の長期使用以外に使用するときは、その都度「教室使用申込書」により教務部へ申し込むこと。
- [注] 「教室使用申込書」用紙は、教務部にある。

附 則

この取扱いは、昭和44年9月27日から施行する。

附 則

この取扱いは、昭和52年5月25日から施行する。

附 則

この取扱いは、昭和62年6月30日から施行する。